

日本下水道事業団法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 評価委員の任命に関し必要な事項を定めること。（第一条関係）

第二 事業団を地方公共団体とみなして準用する法令の規定は、建築基準法第十八条等とすること。（第五条

条、原始附則第二項関係）

第三 法附則第三項の規定による補助金の額を定めること。（旧第五条、附則第三項関係）

第四 この政令は、平成十五年十月一日から施行すること。（附則第一条関係）

第五 行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令その他の関係政令の規定の整備を行うこと。（附

則第三条から第五条まで関係）

第六 その他所要の改正を行うこと。